

IT 企業等協業促進業務委託 プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により IT 企業等協業促進業務(以下「本業務」という。)の受託者を選定するための審査方法及び審査基準について定めることを目的とする。

2. 審査

審査は、本業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

3. 審査方法

審査は、委託候補者の優先順位を決定するものとする。

審査委員別にプロポーザル参加者ごとの評価点を比較して順位を付与し、最も合計点が高い事業者を優先交渉権者(交渉順第1位の委託候補者)とする。

合計得点が同点の場合は、委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。

なお、委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、委託候補者としては選定しないものとする。

4. プレゼンテーション審査

(1)プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

(2)プレゼンテーションの方法は提案者の任意とし、会場設営(スクリーン、プロジェクター設置、)については、本市が行う。ただし、パソコンは確保しないので、必要に応じて各自が準備する。

(3)プレゼンテーション用資料は、審査企画提案書の記載内容を追加もしくは修正しない範囲で、目次やブリッジスライドの挿入や提案の補足を入れることができる。

5. 審査基準

審査の基準は別表のとおりとする。

IT 企業等協業促進業務委託 プロポーザル審査基準表

[別表]

審査項目		評価内容	配点
①	業務理解度	本市の業務目的や、令和7年度調査結果を踏まえ、本業務の目的・仕様を十分に理解した提案となっているか	15
②	事業の企画・提案力	市内企業等の課題・ニーズの把握、県外企業等の発掘、マッチングの手法が具体的か。また協業や企業誘致につながる効果的な提案となっているか	25
③	知見・ネットワーク	県外の IT 企業、スタートアップ等に関する幅広い知見やネットワークを有し、本業務において活用することが期待できるか	15
④	実績・実施体制	企業間のマッチング、オープンイノベーション、企業誘致等に関する類似業務の実績を有しているか。また、業務を円滑に遂行できる人員・体制が確保されているか	15
⑤	業務実施プロセス	各業務の進め方、発注者との連携方法及びスケジュールが具体的かつ現実的であり、年度内に着実に実施できる計画となっているか	15
⑥	実現性・効果	提案内容に実現性があり、具体的な協業の創出や将来的な企業誘致につながる成果が期待できるか	10
⑦	価格	提案内容に応じた適切な価格であるか。	5
合計			100

●評価の際は、各項目の主な着眼点を参考に、審査項目ごとに5段階で評価を行う。

●評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。

●評価には、下記のとおり対応する点数を設け、当該項目の点数とする。

評価	項目② (25点満点)	項目①・③・④・⑤ (15点満点)	項目⑥ (10点満点)	項目⑦ (5点満点)
大変優れている	25点	15点	10点	5点
優れている	20点	12点	8点	4点
普通	15点	9点	6点	3点
劣る	10点	6点	4点	2点
大変劣る	5点	3点	2点	1点